

「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案」 及び 「原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案」 について

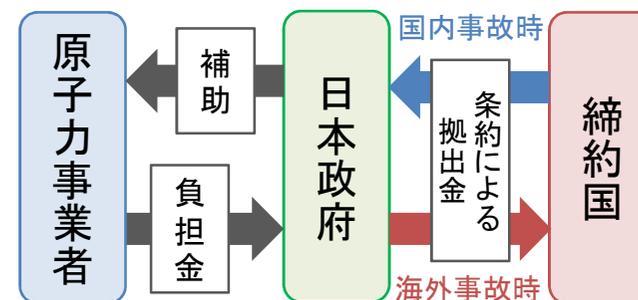
原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

原子力損害の補完的な補償に関する条約の内容を国内で実施するにあたり必要な事項を整備する。

主な整備事項

- ・ 国は、対象原子力損害※について、原子力事業者が行う賠償の費用の一部を補助する。(第3条関係)
※締約国の領域等で発生した又は締約国の国民等が受けた原子力損害をいう。
- ・ 国は、条約による拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者から、負担金を徴収する。(第4条、第10条関係)

(イメージ)



原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

我が国の賠償制度を条約上の制度と適合させるための法整備を行う。

※ なお、原子力損害賠償に関する基本制度（無過失責任・責任集中等）は国内制度と条約で共通。

主な改正事項

- ・ 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬に係る原子力損害の賠償の責任に関する事項の特約は書面による。
(新賠償法第3条第2項関係)
- ・ 原子力事業者は原子力損害が自然人の故意により生じた又は書面による特約があるときに求償権を有する。
(新賠償法第5条関係)
- ・ 核燃料物質等の運搬に係る民間保険契約又は政府補償契約の解除は、運搬中はできないものとする。
(新賠償法第9条の2、新補償契約法第16条関係)